中学校学力向上対策事業三次地区推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成21年 月 日

三次市教育委員会 委員長 前 田 茂

中学校学力向上対策事業三次地区推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は,市内の中学校に おける学習指導の内容及び方法に係る実践的な研究を進め,その成果を検証並 びに普及することにより,生徒の学力向上を図るため,中学校学力向上対策事 業三次地区推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は,次に掲げる事業を行う。
  - (1) 国語,数学及び英語の実践的な研究を行うための研究推進計画の策定
  - (2) 学力調査等の分析を行い,指導内容及び指導方法の改善についての研究
  - (3) 実践的な研究の成果及び課題,研究推進計画等の検証並びに普及
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、研究推進のために必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は,委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は,次に掲げる者のうちから,教育委員会が任命し,又は

委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 三次市立中学校の校長
- (3) 三次市立中学校の教職員
- (4) 教育委員会事務局職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか,教育委員会が必要と認める者 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 委員は,再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に,委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は,委員の互選によって定める。
- 3 委員長は,会務を総理し,委員会を代表する。
- 4 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故があるとき,又は委員長が欠け たときは,その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会は,委員長が招集し,その議長となる。
- 2 委員会は,委員の過半数の出席がなければ,会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は,教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか,委員会の運営に関し必要な事項は,教育 長が別に定める。

附 則

この告示は,平成21年 月 日から施行し,平成21年4月1日から適用する。